

静岡県告示第330号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により静岡県営住宅滞納家賃等の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

平成31年4月2日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 委託先

(1) 所在地

東京都港区芝浦三丁目16番20号

(2) 商号及び代表者の氏名

ニッテレ債権回収株式会社

代表取締役 小林 英利

2 委託期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで